



医太郎

医療法人の申請・届出 **丸わかり** ガイド

～医療法人の業務範囲と定款変更について～



法子の

1 医療法人の業務の範囲について



医療法人は、病院、診療所又は介護老人保健施設の開設を目的として設立される法人です（医療法第39条）。

医療法人が行うことができる業務は、以下のとおりです。

【医療法人の業務範囲】

区分	業務内容等	備考
A 本来業務	病院，診療所（*），介護老人保健施設， 介護医療院 （*）医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所	本来業務を行わない（附帯業務のみを行う）医療法人は認められません。
B 附帯業務	医療法第42条各号に定める業務 （主な附帯事業の例） ☐ 医療従事者養成施設 ☐ 施術所，介護保険法・障害者総合支援法に基づく一部サービス ☐ サ高住，有料老人ホーム	本来業務に支障がない限り，定款又は寄附行為の定めにより実施可能（＝実施には定款変更認可申請を要する）。
C 付随業務	院内売店，院内駐車場 等 （*）患者及びその家族を対象として行われる業務又は職員の福利厚生のために行われる業務であって，医療提供または療養の向上の一環として行われるもの	特段の定款変更等は要しない
D 収益業務	***社会医療法人及び特別医療法人のみ実施可能***	



附帯業務については，度々内容が変更されていますので，詳しくは，県または厚生労働省ホームページで御確認ください。



一般の医療法人は、上記A～Cの業務以外は行うことができませんので、注意が必要です（不動産の賃貸は職員寮以外では実施できません）。

新たな業務の検討等で、医療法人の業務範囲に該当するか不明な場合は、県医療政策課までご相談ください。

2 医療法人の定款の変更について



定款を変更するときは、知事の認可または知事への届出が必要です。（医療法第54条の9第3項及び第5項）。

A 県の認可が必要なもの

右欄B以外のもの

（主なものは下記のとおり）

- ① 法人の名称
- ② 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の名称及び開設場所（新規開設、廃止、移転等）
- ③ 医療法第42条に定める附帯業務（前述）
- ④ 役員の員数
- ⑤ 会計年度

B 県の認可を要しないが、変更後に届け出を要するもの

- ① 事務所の所在地
- ② 公告の方法



Aについては定款変更認可申請が、Bについては定款変更届出が必要です、それぞれの手続きについては後述します。



A③の附帯業務については、前のページで説明したとおり、実施する場合は定款の定めが必要です。定款の変更認可申請を忘れずに行うようにしましょう。

3 申請・届出の方法について



定款変更認可申請、定款変更届はともに必要書類を正副の計2部用意し、所管の保健所に提出します（電子メールによる提出も可）。

なお、申請書等の様式は下記の県ホームページに掲載しております。

<<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/top.html>>



次ページから、変更認可申請と変更届の添付書類については次ページ以降で説明します。

4 定款変更認可申請の提出書類について



定款変更認可申請の提出書類は以下のとおりです。申請の内容によって、必要となる書類が異なります。

また、下記の一覧はあくまでも標準的なケースの場合の添付書類であり、必要に応じて上記以外の書類の添付が必要となる場合がありますので、詳しくは県ホームページまたは医療政策課までお問い合わせください。

【必須の書類】

	書類
1	定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第 23 号の 2）、申請手続担当者の連絡先（名刺等）
2	定款（寄附行為）新旧対照表，新定款の案文，現行の定款全文
3	社員総会の議事録の写し（財団の場合は理事会及び評議員会の議事録の写し）

【本来業務又は附帯業務を新たに実施する場合に上記のほかに必要となる書類】

	書類
4	開設しようとする医療施設等の概要を記載した書類
5	“ の平面図，立地図 等
6	“ の土地建物の登記簿謄本 （建物が未完成の場合は建築確認済証の写し）
7	“ の賃貸借契約書等（不動産が法人所有の場合は不要）
8	定款（寄附行為）変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書（法人全体分と今回新たに開始する事業部門分が分かるもの）
9	管理者の履歴書，就任承諾書，医師免許証の写し（本来業務の場合のみ）
10	直近会計年度の税務申告書一式



診療所や附帯業務の新規開設等，新たに事業を行う場合は上記 1～10 の添付が必要です。法人の名称変更や役員の員数の変更等，新たな事業を伴わない場合は，添付書類は上記の 1～3 となります。



なお，診療所の建替え（移転）に伴う定款変更の場合も，上記 1～10 の添付が必要です。ご注意ください。



定款変更認可申請の審査に要する期間は、書類の不備がない場合はおおむね2週間ですが、書類の不備・補正が必要となるケースは少なくなく、補正のため1か月程度かかることが大半となっています。余裕をもった申請や、事前に医療政策課までご相談をお勧めします。

5 定款変更届出の提出書類について



定款変更届出の提出書類は下記のとおりです。

【必須の書類】

	書類
1	定款（寄附行為）変更届出書（様式第23号の3）
2	定款（寄附行為）新旧対照表，新定款の案文，現行の定款全文
3	社員総会の議事録の写し（財団の場合は理事会及び評議員会の議事録の写し）



診療所の移転の場合などで、主たる事務所所在地と開設する診療所をともに移転する場合は、定款変更認可申請を行い、定款変更の届出は不要です。

6 その他（登記・定款の閲覧について）



定款の変更が登記事項（法人の名称／事務所／目的・事業）に係る場合は、定款の変更（認可）後に遅滞なく登記を行い、登記完了後に登記完了届出の提出が必要です。



また、医療法第52条第2項の規定により、都道府県は医療法人の定款又は寄附行為を一般の閲覧に供する必要があるため、定款変更認可等の際に、変更後の定款の提出を依頼しておりますので、御理解御協力をお願いいたします。

（令和4年4月 編集）

担 当：宮城県保健福祉部
医療政策課医務班

TEL : 022-211-2614

E-mail : imu@pref.miyagi.lg.jp